

# IASC の組織改革と会計基準の収斂

大野智弘

- 目 次 -

- I. IASC の組織改革
- II. IASB の組織構造
- III. IFRS の設定プロセス
- IV. 現行プロジェクト
- V. 会計基準の収斂の推進と課題

## I. IASC の組織改革

国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : IASB) は、会計基準の国際的な収斂を推進する国際的なプライベート・セクターである。IASB は1973年以降会計基準の国際的調和化を推進してきた旧来の組織、すなわち国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee Foundation : IASC) を改組して誕生し、2001年の4月より活動を開始した。

周知のように、旧来の組織である IASC の活動実績は IASB への改組が図られるまでに41もの国際会計基準 (International Accounting Standards : IAS) を設定・公表したことに体现される<sup>1)</sup>。しかしながら、IASC の活動は次の点

において限定的なものであった。

- ①IASC の財政的基盤は国際的な機関としては脆弱なものであり、各国の代表はパートタイムで議事に参加し給与の支払いを受けていなかった。
- ②IAS の設定は基本的に IASC が独自に行っており、IASC の人材だけでは急速に進展する経済的取引への対応や新たな会計問題への対応などに困難をきたした。
- ③2000年5月に証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions and Similar Agencies : IOSCO) が IAS の正式な支持を決議したにもかかわらず<sup>2)</sup>、IAS の設定プロセスには各国の基準設定主体との連携が十分に考慮されていなかった。

こうした事情を背景として、旧来の IASC は IASB という新たな組織に改組された。IASB はイギリスのロンドンに本拠を置き、その設立にあたっては各国の中央銀行、主要な会計事務所、金融機関および産業界から活動資金が拠出された<sup>3)</sup>。また会計基準の設定にあたってはジョイント・プロジェクト・アプローチが採用され、各国の基準設定機関との連携が強化された。そして、IASB の目的は定款により次のように規定されている<sup>4)</sup>。

- ①公共の利益のために、高品質で、理解可能かつ実行可能な単一の国際的会計基準を設定すること。当該基準の求めるところは、財務諸表およびその他の財務報告による情報が高品質で、透明かつ比較可能なものであり、世界の資本市場参加およびその他の利用者が経済的意思決定を行う際に役立てられることである。
- ②国際的会計基準の利用と厳格な適用を促進すること。
- ③質の高い解決策をもって、各国の会計基準と国際的会計基準との収斂 (convergence) を成し遂げること。

上記の目的に鑑みるに、IASB の活動は国際的会計基準を設定することにとどまらない。IASB の目的はさらに各国の会計基準と国際的会計基準との収斂にまで言及されており、それこそがまさに IASB の特質として指摘することができる。それはまた会計基準の国際的な調和化 (harmonization) を目的と

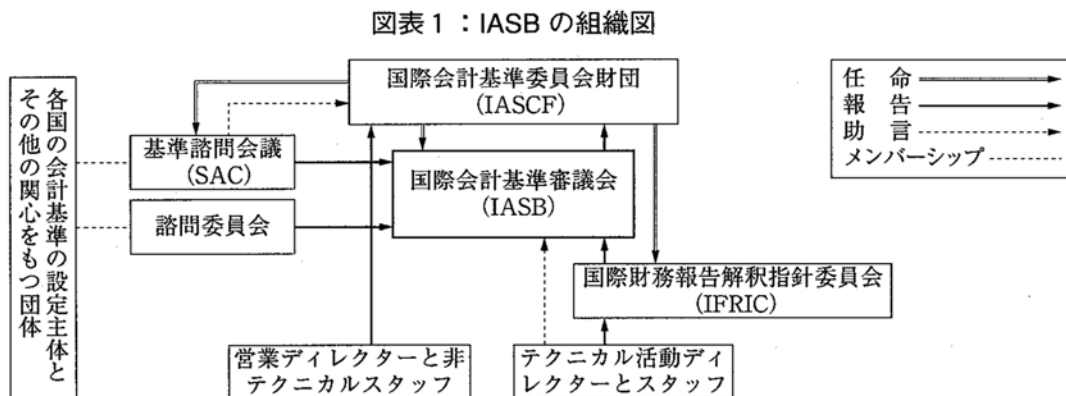
した旧来の IASC とは一線を画すものである。よって旧来の IASC から IASB への改組の意義は、突き詰めれば、会計基準の国際的な調和化から国際的な収斂への図式として現れることになる。

## II. IASB の組織構造

旧来の IASC は、13カ国の職業会計士団体とその他の利害関係をもつ3つの団体の代表により構成された理事会を中心とする組織であった。IAS の設定・公表にあたっては、そうした理事会メンバーの4分の3以上の賛成が必要とされ、IAS の設定・公表を進める際には少なからず IAS の内容が妥協的なものにならざるをえなかった<sup>5)</sup>。また、IAS の設定プロセスには各国の基準設定主体との連携が十分に考慮されておらず、IAS 公表後の各国の反応は必ずしも良いものとはいえなかった。そうしたことから、IASB への改組にあたっては、次の2点がポイントとされた<sup>6)</sup>。

- ①各国の利害に左右されない独立した専門家による会計基準の設定プロセスの確立。
- ②各国の基準設定主体との連携を前提とした各国会計基準の収斂の推進。

これらの点を考慮して編成されたのが、国際会計基準委員会財団 (International Accounting Standards Committee Foundation : IASCF) を上部組織とする IASB 体制である。



## 1. 国際会計基準委員会財団 (IASCF)

IASCF は、会計基準の設定には直接関与しないものの、世界的な会計基準の設定機関として高い質が維持されるよう組織全体を統治することを主な役割とする組織である。IASCF は任期を3年とする19名の評議委員 (Trustees) から構成され、その内訳は定款により北米から6名、ヨーロッパから6名、アジア環太平洋地域から4名およびその他の地域から3名を選任することとなっている<sup>7)</sup>。また評議委員は IASB, 国際財務報告解釈指針委員会 (International Financial Reporting Interpretations Committee : IFRIC) および基準諮問会議 (Standards Advisory Council : SAC) のメンバーを任命することとともに、組織の財政的な基盤を固めるべく十分な活動資金を手当てすることが求められている。なお、現在の IASCF の評議委員を示せば、図表2のとおりである。

図表2 : IASCF の評議委員

North America	Europe	Asia-Pacific	Other
◎P.A.Volcker (USA)	G.A.Ferrarini (Italy)	T.Hashimoto (Japan)	R.Andersen (South Africa)
P.A.Laskawy (USA)	C.Herkstroter (Netherlands)	K.Tajika (Japan)	R.T.Da Costa (Brazil)
D.S.Ruder (USA)	M.Kley (Germany)	C.Y.K.Lee (Hong Kong)	M.Knight (International Organization)
J.H.Biggs (USA)	S.S.Lipworth (UK)	K.H.Spencer (Australia)	
D.Weatherstone (USA)	D.P.Valencienne (France)		
L.Y.Fortier (Canada)	J.Roder (Denmark)		

(注) ◎は Chairman

出所 : <http://www.iasc.org.uk/cmt/>, 2003年9月

## 2. 国際会計基準審議会 (IASB)

IASB は、会計基準や公開草案などの作成・公表および解釈指針の承認を主な役割とする組織である。IASB は議長1名と副議長1名とともに、IASCF の評議委員により任命された常勤12名と非常勤2名の計14名の理事 (Board) によって構成される。IASCF の評議委員がそれぞれの地域代表として選任されるのに対して、IASB の理事は定款により、最低でも監査人5名、財務報告作成者3名、財務報告利用者3名、学者1名およびその他の代表者2名から構成されることになっている<sup>8)</sup>。

もっとも IASB が会計基準の国際的な収斂を推進するためには、各国の会

計基準設定主体と常に協調関係を結んでおく必要がある。そこで常勤理事12名のうちの7名は、主要国の会計基準設定主体とのリエゾン機能を果たす役割を担う代表で構成される。

リエゾンメンバーの役割とは、各国の会計基準の設定主体と密に連絡を取り、IASB での議論を各国に報告するとともに各国の議論を IASB に報告することである。そのため IASB の理事会は年間11回開催される。なお、IASB が現在リエゾン関係をもつのはドイツ、フランス、アメリカ、オーストラリア（ニュージーランドを含む）、カナダ、イギリスおよび日本である。

図表 3 : IASB の理事

Auditor	Preparer	User	Other	Academic
◎D.Tweedie	<b>H-G.Bruns (German)</b>	A.T.Cope	J.J.Leisenring (USA)	M.E.Barth (Part Time)
<b>G.Gelard (French)</b>	T.Jones	R.P.Garnet	<b>W.McGregor (Australia and New Zealand)</b>	
<b>P.O'Mally (Canada)</b>	H.Schmid	<b>G.Whittington (UK)</b>		
J.T.Smith (Part Time)				
<b>T.Yamada (Japan)</b>				

(注) ◎は Chairman であり、太字はリエゾン関係をもつ国の代表である。  
出所 : <http://www.iasc.org.uk/cmt/>, 2003年9月

### 3. 国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC)

IFRIC は国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : IFRS) の解釈指針案の公表と最終的な解釈指針案の起草を主な役割とする組織である。また旧来の IASC の組織では、その権限として、既存の会計基準の解釈指針を作成するのみであったが、IFRIC は IFRS に特定の規定が存在しなくとも、新たな財務報告上の問題が生じた場合および従来の解釈指針では不十分であったり矛盾が生じている場合には、それらの問題を解決するために適正な解釈指針を作成することが認められている。

IFRIC のメンバー (任期3年) は、IASCF の評議委員により任命された投票権をもつ12名の委員と投票権のない議長1名とから構成される。その他にも IOSCO と欧州委員会の代表がオブザーバーとして参加している。なお、IFRIC の現在の委員を出身地域別に示せば、アメリカ3名、イギリス2名、日本1名、フランス1名、イタリア1名、香港 (中国) 1名、オーストラリア

1名、アルゼンチン1名、オランダ1名という構成になっている。

図表4：IFRICの委員

North America	Europe	Asia-Pacific	Other
P.Ameen (USA)	C.D.Conto (Italy)	J.Akiyama (Japan)	D.Marchese (Argentina)
P.D.Walters (USA)	J.Blanchet (France)	C.Y.M.Kwok (Hong Kong)	
M.Tokar (USA)	K.wild (UK)	W.Lonergan (Australia)	
	L.Wright (UK)		
	L.G.van der Tas (Netherlands)		

(注) その他、投票権のない Chairman として K.Stevenson (IASB) がいる。また、公式のオブザーバーとして証券監督者国際機構と欧州委員会がいる。  
出所：http://www.iasc.org.uk/cmt/, 2003年9月

#### 4. 基準諮問会議 (SAC)

SAC は IASB の審議事項や活動内容あるいは IASCF の評議委員に対して、様々な観点から助言を行うことを主な役割とする組織である。SAC のメンバーは IASCF の評議委員により任命され、バックグラウンドを異にする30名以上の委員によって構成されることになっている<sup>9)</sup>。

現在の構成メンバーをみると、アフリカから2名、アジア（日本を除く）から8名、オーストラリア（ニュージーランドを含む）から2名、中央東ヨーロッパから2名、ヨーロッパ連合から13名、日本から2名、ラテンアメリカから3名、中東から1名、アメリカとカナダから10名および国際組織から6名の計49名の代表からなり、それぞれが各国の会計基準設定機関、監査人、アナリスト、財務報告の作成者など様々である。なお、SAC の議長は IASB の議長が務める。

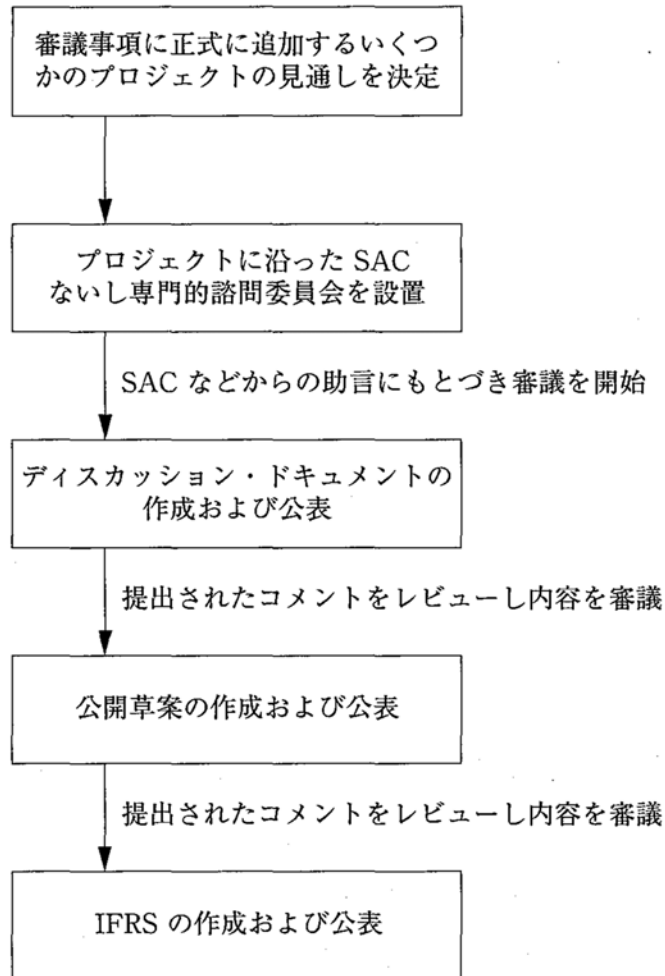
### Ⅲ. IFRS の設定プロセス

IFRS の設定プロセスの詳細については、IASB が正式な形で承認したものはない。ただし主要なプロセスとして概略的に想定されているのは図表5に示す手続きである。なお、図表5には示されていないが、IASB は必要に応じて特定のプロジェクトに関する公聴会や現地調査などを行うことがある。また各

国の基準設定主体に対して詳細な調査とその他の作業を依頼することも考えられている。

## 1. IFRS の設定プロセスの概要

図表 5 : IFRS の設定プロセス



IFRS の設定プロセスでは、まず、審議事項に正式に追加する何点かのプロジェクトの見通しを決定する。プロジェクトの初期の段階では、当該プロジェクトに生じうる問題点の調査と適切な助言を受けるために SAC ないし諮問委員会を開催する。その SAC ないし諮問委員会はプロジェクトが完了するまで存続する。

その後、IASB は一連の審議を通じて、特定のプロジェクトに関するディス

カッション・ドキュメントを作成・公表し、広く一般からのコメントを聴取する。この段階で IASB がディスカッション・ドキュメントを公表するためには、IASB メンバーの60%以上が出席する会議で、過半数の賛成を得ることが必要とされる<sup>10)</sup>。また IASB における会議は、SAC および財務報告基準解釈指針委員会とともに、人事や個人のプライバシーに関する議案でない限り公開が原則とされる。

ディスカッション・ドキュメントに寄せられたコメントは IASB においてレビューされた後、再び審議にかけられ、公開草案が作成される。公開草案の公表には、IASB メンバーの14分の8以上の賛成が必要である<sup>11)</sup>。なお、解釈指針へのコメントの募集期間は通常60日間であるが、例外的な場合を除き公開草案に対するコメントの募集期間は通常90日間である<sup>12)</sup>。

公開草案に寄せられたコメントは IASB でレビューされ、最終的な審議を経た後 IFRS として確定する。IFRS として確定されるには、公開草案の場合と同様、IASB メンバーの14分の8以上の賛成が求められる。また最終的に確定された IFRS には、そこに至る背景や補足的な説明が追加され公開されることになる。

## 2. 各国基準設定主体との連携

IASB への改組の意義は会計基準の国際的調和化から国際的な収斂への図式として現れる。また IASB の組織構成からもわかるように、14名の理事によって構成される IASB メンバーのうちの7名は、主要国の基準設定主体とのリエゾン機能を果たす役割を担う代表とされる。IASB は各国の基準設定主体との連携を極めて重視しており、IFRS の作成に際してもそれを IASB が独自に作成するというより、各国の基準設定主体とパートナーシップを組んで共同で行うジョイント・プロジェクト・アプローチを採用している。IASB がジョイント・プロジェクト・アプローチを採用する理由には、主に以下の4点があるとされる<sup>13)</sup>。

① IASB はプライベート・セクターであり、IASB が IFRS を設定・公表し



たとしても、その採用を各国に強制することはできない。また IFRS の採用にあたっては、各国の法律や規制を変更する必要性が生じる可能性もある。そこで IFRS の受入可能性を向上させるためには、その策定段階から各国の基準設定主体との連携が不可欠となる。

- ②会計基準の作成は可能な限り効率的で低コストであることが望まれる。それは IFRS の作成に関しても同様であり、各国の基準設定主体との連携を図ることで IFRS の作成コストをシェアできればコストの削減につながる。
- ③各国あるいは各地域には独自の環境があり、それに応じた特殊な事情がある。しかし IASB が独自に IFRS を作成していたのでは、そのような特殊事情に気付けない可能性もある。各国の特殊事情を理解するためには、各国の基準設定主体との連携を図る必要がある。
- ④旧来の IASB がそうであったように、限られた人材だけでは急速に進展する経済的取引への対応や新たな会計問題への対応などには限界がある。また各国の基準設定主体との連携を図ることで、特定の問題に対して高い解決能力をもつ人材の協力を得ることができる。そうしたチームワーク効果は、IASB が独自に IFRS を作成するよりも効率的で質の高い基準を生み出すことを可能にする。

IASB がジョイント・プロジェクト・アプローチによる IFRS の作成を円滑に進めるためには、各国の基準設定主体との連携役を務めるリエゾンメンバーの役割が重要になる。さらに IASB が期待するのは、IFRS の作成プランと各国の会計基準の作成プランとを一致させることであり<sup>14)</sup>、それぞれにおける重大な相違の解決と IFRS への収斂を遅滞なく進めることにある。

#### IV. 現行プロジェクト

IASB が現在進めているプロジェクトには、大きく2つの種類のものがある。ひとつは IFRS 相互間の差異を縮小するなど、既存の IFRS を改善するための

プロジェクトであり、もうひとつは IASB が強いリーダーシップを発揮し、各国の会計基準と IFRS との収斂を積極的に推進するためのプロジェクトである。ここでは前者を改善プロジェクトと呼び、後者を収斂プロジェクトと呼ぶことにする。

## 1. 改善プロジェクト

改善プロジェクトでは、既存の IFRS に存在する細かな問題点がまとめて取り扱われ、IFRS 相互間の差異を縮小することなどが主な目的とされる。IASB は2005年にヨーロッパ連合とオーストラリアの上場企業の連結財務諸表に IFRS の適用が予定されていることを重くみており、それに間に合うよう改善プロジェクトの完了を急いでいる。

もっとも IASB が活動を開始してから今日に至るまでに、新たに設定・公表された IFRS はない。したがって、IFRS の改善プロジェクトは、厳密に言えば、すでに公表されている IAS 相互間の差異の縮小などが大きなテーマとなっている。IASB が IAS を改善プロジェクトの対象とするのは、IASB が IASC を改組して誕生した組織であるという点から、会計基準に関しても IASC 当時に公表された IAS をそのまま引き継いでいることによる。

IASB が2002年5月の時点で公表した改善プロジェクトの対象は、全部で16の IAS であり、図表6の太字で示されたものがその対象である。ただし、IAS 32と IAS 39については金融商品に係る他のプロジェクトで取り上げられることから、その他の IAS とは切り離されて改善が進められるものとされた<sup>15)</sup>。また IAS 15についてはその適用が任意であることから廃止を含めて検討されるものとされた。なお、改善プロジェクトでの検討事項を具体的に示せば、以下の6項目になる<sup>16)</sup>。

- ① 選択肢の削減
- ② 不整合な点の改善
- ③ ガイダンスの強化
- ④ ディスクロージャーの強化

- ⑤基準書の構造改革（解釈指針の基準書への組み入れなど）
- ⑥用語法の改善

図表 6：公表された会計基準と改善プロジェクト

## ○Preface

Preface to International Financial Reporting Standards

## ○Standards

**IAS1 : Presentation of Financial Statements****IAS2 : Inventories**

IAS7 : Cash Flow Statements

**IAS8 : Net Profit or Loss for the Period, Fundamental Errors and Changes in Accounting Policies****IAS10 : Events after the Balance Sheet Date**

IAS11 : Construction Contracts

IAS12 : Income Taxes

IAS14 : Segment Reporting

**IAS15 : Information Reflecting the Effects of Changing Prices****IAS16 : Property, Plant and Equipment****IAS17 : Leases**

IAS18 : Revenue

IAS19 : Employee Benefits

IAS20 : Accounting for Government Grants Exchange Rates

**IAS21 : The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates**

IAS22 : Business Combination

**IAS23 : Borrowing Costs****IAS24 : Related Party Disclosures**

IAS26 : Accounting and Reporting by Retirement Benefit Plans

**IAS27 : Consolidated Financial Statements and Accounting for Investments in Subsidiaries****IAS28 : Accounting for Investments in Associates**

IAS29 : Financial Reporting in Hyperinflationary Economies

IAS30 : Disclosures in the Financial Statements of Banks and Similar Financial Institutions

IAS31 : Financial Reporting of Interests in Joint Ventures

**IAS32 : Financial Instruments : Disclosure and Presentation****IAS33 : Earnings Per Share**

IAS34 : Interim Financial Reporting

IAS35 : Discontinuing Operations

IAS36 : Impairment of Assets

IAS37 : Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets

**IAS39 : Financial Instruments : Recognition and Measurement**

**IAS40 : Investment Property**

IAS41 : Agriculture

(注) 太字は改善プロジェクトの対象となった IAS である。

## 2. 収斂プロジェクト

収斂プロジェクトの目的は、IASB が強いリーダーシップを発揮し、各国の会計基準と IFRS との収斂を積極的に推進することにある。このプロジェクトの詳細にまで言及すれば、IFRS を初めて適用する際の指針を作成するなど、各国が IFRS の適用を容易にするためのプロジェクトも含まれるが、収斂プロジェクトの狙いはまずもって IASB の理事会を構成するリエゾン国の会計基準と IFRS との収斂を推進することにある。

2001年7月に IASB が収斂プロジェクトにおいて最初に取り組むべきテーマとして掲げたのが、保険契約会計、企業結合、業績報告および株式報酬会計である。IASB はその活動を開始するにあたって、SAC、各国の基準設定主体、規制当局およびその他の利害関係者との広範囲にわたる協議を行い、「各国会計基準設定主体がおおむね類似の会計基準を有しているが、いくつかの点で内容が異なっている基準を取り上げ、その差異の統合化を図ろうとするもの<sup>17)</sup>」としてテーマの選定を行った。これらテーマについては現在も IASB で審議されており、その経過も随時公表されている。

IASB のタイムテーブルによれば、それぞれのテーマに関する IFRS の公表予定は、保険契約会計と企業結合が2004年第1四半期（ただし第1フェーズとして）、株式報酬会計が2003年第4四半期および業績報告が2004年第1四半期以降とされている<sup>18)</sup>。

ところで、上記の収斂プロジェクトとは別に、2002年9月以降 IASB が積極的に推進している短期的な収斂プロジェクトがある。この短期的収斂プロジェクトは、IASB とアメリカ財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board ; FASB）とが共同で進める独立したプロジェクトであり、

両者の会計基準の互換性を高めるために、以下の4点を優先的に推進することが合意されている<sup>19)</sup>。

- ① U.S.GAAP と IFRS との差異を短期的に削減する。
- ② 2005年1月1日時点で残る U.S.GAAP と IFRS との差異は、個別的な重要プロジェクトとして相互に着手し、同時に検討するという方法で、将来の作業計画を調整しながら削減に努める。
- ③ 現在進行中の共同プロジェクトを継続する
- ④ それぞれの解釈指針設定組織に対して、それぞれの活動についても調整することを促す。

これらの合意は、アメリカのコネチカット州ノーウォークの FASB 事務所においてなされたことから、しばしばノーウォーク合意と呼ばれている。ノーウォーク合意の趣旨は、解釈指針も含めて IFRS と U.S.GAAP とを実質的に収斂させることにある。つまり、U.S.GAAP に準拠した財務報告は IFRS に準拠したものと同等とみなせるということである。

IASB の立場からすれば、一国の資本市場として世界第1の規模を誇るアメリカとの会計基準の収斂が進めば、2005年に IFRS の採用を予定しているヨーロッパ連合とオーストラリアなどを含め、かなり広範囲にわたる会計基準の収斂が進むとの考えがある。しかしながら、ノーウォーク合意に基づく収斂プロジェクトは、IFRS と U.S.GAAP とを実質的な内容において同等にすることをその内容としており、IFRS それ自体を採用するという内容のものではない。したがって、IFRS と U.S.GAAP との収斂が促進されたとしても、それがすべての会計処理においてなされない限り、アメリカの資本市場で資金調達活動を行う企業は IFRS に準拠した財務報告をもってしても、差異の生じている部分については追加的な情報開示が求められる可能性がある<sup>20)</sup>。

## V. 会計基準の収斂の推進と課題

これまでみてきたように、IASB は各国の基準設定主体との連携を強化しな

がら、会計基準の国際的な収斂に向けて積極的に取り組んでいる。しかし、IASB と各国の基準設定主体との関係を見たとき、両者の間にはいくつかの課題が内在しているように思われる。その課題のひとつは、IASB の目的とする会計基準の収斂 (convergence) を各国の基準設定主体がいかに解釈するのかということであり、もうひとつは、会計基準の収斂が促進されるとき、各国の基準設定主体はいかなる役割を担うのかということである。

### 1. 収斂 (convergence) の解釈

会計基準の収斂 (convergence) をいかに解釈するのかということは、各国の会計基準設定主体が IASB といかなる連携を図るべきかを決定する上で極めて重要なことである。また収斂の解釈によって、IASB の活動が具体的に規定されることにもなる。

こうした重要事項にもかかわらず、IASB は会計基準の収斂をいかに解釈すべきかについて言明していない。それゆえ収斂の有り様についてはさまざまな解釈が成り立つのであるが、山田によれば、収斂の解釈には大別して次の2つがあるという<sup>21)</sup>。

- ①IFRS を各国の会計基準として一言一句違わないように受け入れるという  
コンバージェンス
- ②IFRS と各国の会計基準を趣旨ないし実質において同じ扱いにするという  
コンバージェンス

リエゾンメンバーとして IASB の理事を務める山田は②の解釈を議論の前提とする。しかし、他の IASB の理事の中には①の解釈を主張するメンバーもいるという<sup>22)</sup>。

会計基準の収斂が会計基準を国際的に統一することにあるとすれば、もっとも理想的な方法は、IASB が設定・公表した IFRS を各国の基準設定主体がそのまま受け入れるということ、すなわち①の解釈を前提として議論が進められることになろう。それに比較的近い考え方を示しているのが、ヨーロッパ連合とオーストラリアである。一方、②の解釈を前提として議論を進めているのが

アメリカである。前述したように、ノーウォーク合意による収斂プロジェクトでは、U.S.GAAP を IFRS と趣旨ないし実質において同じ扱いとなるように作業が進められている。

もっとも、いずれの解釈かに議論の前提を絞ったとしても、会計基準の収斂に関する方法論や適用範囲にまで言及すると、問題はさらに複雑になるであろう。たとえば、②の解釈を前提とするアメリカは、IASB との間で個別的に独立したプロジェクトを進めている。短期的に会計基準の収斂を達成するためとはいえ、IASB のリエゾンメンバーである以上、アメリカは単に IFRS と U.S.GAAP との収斂だけでなく、各国の基準設定主体との連携のもとに収斂を進める必要がある。

そして①の解釈を前提にしたとしても、そこには国際的な資本調達を行う企業に対してのみ IFRS の適用を義務付ける場合と、国内企業のすべてに対して IFRS の適用を義務付ける場合とが考えられる。また視点を変えれば、連結財務諸表の作成基準としてのみ IFRS の適用を義務付ける場合と、すべての財務報告の作成基準として IFRS の適用を義務付ける場合とが考えられるであろう。事実、IFRS の採用を予定しているヨーロッパ連合とオーストラリアでは、IFRS の適用範囲は上場企業の連結財務諸表に限定されている。

## 2. 基準設定主体の役割

IASB を中心とした会計基準の国際的な収斂が進展すると、それと異なる会計基準を持ち続けることによって生じる損失は大きくなる。とくに企業の国際的な資金調達活動や国内の資本市場の活性化に及ぼす影響は大きい。各国の基準設定主体は、そうしたことから必然的に IASB との連携を強めざるを得なくなる。その場合、各国の基準設定主体には、少なくとも次の2つの役割が求められることになろう。

- ①国内の会計問題のみならず、IASB および諸外国で議論されている会計問題を早急に把握し、IASB や諸外国に対して自国の立場や見解を理論的に説明すること。

- ②国際的な会計問題に適宜対応できる組織と会計基準の設定プロセスを確立し、必要な部分に関しては新たな会計基準の設定ないし従来の会計基準の修正を行い、それを国内の産業界および企業に理解・浸透させること。

会計基準の国際的な収斂の進展さらには IFRS への統合が進むと、各国の基準設定主体の地位は後退するという懸念が示されることがある。「2001年の IASB スタート後にヨーロッパ連合が2005年から IFRS を域内の上場企業の連結財務諸表に強制適用することを決定したことに伴い、今後、イギリス、ドイツおよびフランスの会計基準設定機関の相対的な地位の後退が懸念されている<sup>23)</sup>。」という指摘がそれである。

しかし、そうした懸念とは逆に、会計基準の収斂の進展は、各国の基準設定主体の地位を高める（厳密に言えば高める必要がある）という考え方もできるであろう。なぜなら、IASB は各国の基準設定主体との連携によって IFRS を設定・公表しているのであり、それぞれの基準設定主体の地位の低下は、そのまま IASB という組織の質を低下させることにつながるからである。それはまた各国の基準設定主体の地位が相互に高められることによって、IASB という組織がより高い次元へと進展するということでもある。

周知のように、世界各国にはそれぞれ社会的・経済的・文化的な歴史と特色があり、その違いを反映した特有のビジネスのやり方や慣習などが存在する。各国の基準設定主体はそうした国々の代表であり、IASB の中にあるのは各国の特殊性を理解する唯一の存在である。だからこそ会計基準の収斂を促進するためには、各国の基準設定主体は上述したような期待される役割を果たさなくてはならないのである。また、そうした背景を十分に理解した上で会計基準の収斂を進めるのが、国際組織としての真の IASB の姿である。

(注)

- 1) IASB への改組がなされた後に公表される新たな会計基準は、IAS ではなく国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : IFRS) と呼ばれることになっている。



2) IOSCO による IAS の支持に関する決議は、1995年に IOSCO の専門委員会と IASC 理事会との共同プレス・リリースに沿った内容となっている。その決議は国際的に資金調達を行う多国籍企業を対象とし、支持が表明された IAS はコア・スタンダードを構成する IAS とそれに適合する解釈指針に限定されている。

なお、IOSCO の IAS の支持に関する決議については、剣持敏幸「IOSCO による IAS に関する決議について」『JICPA ジャーナル』Vol.12 No. 8, 2000年, 95頁-98頁を参照のこと。

3) 財務会計基準機構訳「IASB, テクニカル・プロジェクトの検討テーマを発表」『JICPA ジャーナル』Vol.13 No.10, 2001年, 86頁を参照。

なお、IASB への資金提供を行っている主要な企業および団体の詳細は、IASCF のアニュアル・レポートにおいて報告されている。

4) IASCF, *IASC Foundation Constitution (revised)*, July 2002, par.2.

5) 山田辰巳「新 IASC 体制は、日本に何を要請してくるか (インタビュー)」『旬刊 経理情報』No.945, 2001年, 91頁を参照。

6) 山田辰巳「会計基準の国際化の現状と課題-急速に進展する会計基準の国際的統合化への対応の必要性」『企業会計』Vol.54 No.1, 2002年, 45頁を参照。

7) IASCF, *op.cit.*, par.6 を参照。

8) *ibid.*, par.22を参照。

9) *ibid.*, par.39を参照。

10) *ibid.*, par.31を参照。

11) *ibid.*, par.31を参照。

12) <http://www.iasc.org.uk/cmt/>, 2003年 9 月を参照。

13) T.E.Johes「最近の IASB の活動状況について (座談会)」『JICPA ジャーナル』Vol.13 No.10, 2001年, 12頁を参照。

14) IASC, *Recommendations on Shaping IASC for the Future*, November 1999, par.13 を参照。

15) IASB, *Improvements to Existing International Financial Reporting Standards*, May 2002, p.2 を参照。

16) *ibid.*, p.p.1-4 および矢農理恵子「新 IASB 及び改善プロジェクト」『JICPA ジャーナル』Vol.14 No.3, 2002年, 12頁を参照。

17) 山田辰巳「IASB 会議報告 (第16回会議)」『JICPA ジャーナル』Vol.15 No.1, 2003年, 72頁より引用。

18) IASB, *INSIGHT*, April 2003 を参照。

19) 山田辰巳「IASB と FASB のノーウォーク合意について-国際会計基準と米国会

計基準の統合化へ向けての合意―』『企業会計』Vol.55 No.2, 2003年, 82頁を参照。

20) 「同上稿」84頁－85頁を参照。

21) 山田辰巳「近時の会計をめぐる諸問題と IASB 最新動向 (インタビュー)」『旬刊 経理情報』No.1023, 2003年, 58頁を参照。

22) 「同上稿 (インタビュー)」59頁を参照。

23) 山田辰巳「IASB とわが国会計基準設定機関との関係」日本会計研究学会・特別委員会『国際会計基準の導入に関する総合的研究 (最終報告)』2003年, 226頁より引用。